

令和8年 第6回 福岡市選挙管理委員会

3月23日（月） 午後5時30分

議 題

1 報告事項

- ① 指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について
- ② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

2 その他

報告事項 1

指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について (報告事項及び議題の概要)

1 報告事項

(1) 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望の検討状況について

令和8年度の法改正要望に向けた検討状況については、A要望「各市共通の重要な問題で緊急な法改正が必要として、国会議員等へ要望するもの」で9項目、B要望「永年の実務経験と現下の社会状況等に鑑み切実な問題として、総務省へ法令等の改正を含め、改善を要望するもの」で28項目、合計37項目を要望していくこととなった。(要望事項は別紙のとおり)

今後のスケジュールについては、委員長会議以降、役員会議において要望書の文案を確定し、通常会議において要望文を確定する。

2 議題

(1) 令和8年度役員候補市の推薦について

連合会には、役員として会長1人、副会長2人以内、監事1人を置くことになっており、任期は1年となっている。

役員の選任については「指定都市選挙管理委員会連合会規約実施上の申し合わせ事項の『1 会長、副会長及び監事の選任について』」で定められている。

1-(1)により、委員長会議において、連合会役員の「候補市を推薦」する。

1-(2)～(4)により、令和8年度の役員候補市は、次の市を推薦する。

会 長 市・・・横浜市
副会長市・・・さいたま市
監 事 市・・・相模原市

推薦された役員候補市は、役員候補者氏名を推薦する。

推薦された役員候補者は、令和8年度の通常会議で正式に就任する。

なお、会長は当連合会を代表し、公益財団法人明るい選挙推進協会の評議員に就任する。

【参考 指定都市選挙管理委員会連合会規約事実上の申し合わせ事項（抜粋）】

1 会長、副会長及び幹事の選任について

- (1) 委員長会議において、会長、副会長及び監事各1の候補市を推薦する。
- (2) 会長及び副会長の候補市の推薦の順序は、指定都市の指定に関する政令に基づく指定都市の順序とする。この場合において、会長は浜松市、副会長は北九州市（注・令和元年度）をそれぞれに第1順位とする。
- (3) 監事の候補市は、事務局である横浜市近隣の指定都市4都市とし、原則として次の順序とする。

川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

ただし、上記4都市が会長又は副会長の候補市となった場合は、次の順序の都市を監事候補市とする。

- (4) (2)により推薦された会長又は副会長の候補市のいずれにも横浜市が含まれていないときは、副会長は2人とし、横浜市を候補市として加えて推薦する。
- (5) 上記の推薦を受けた市は、直ちに会長、副会長及び監事の候補者を選考し、到来する役員選挙の通常会議に推薦する。
- (6) 以下（略）

公職選挙法等関係法令の改正に関する要望事項

※以下の要望項目は、法令ごとに

条番号の小さい方から順番に記載

A 要望

[各市共通の重要な問題で緊急な法改正が必要として、国会議員等へ要望するもの]

- 1 執行経費の基準改正（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律関係）
- 2 衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあつては分割区。以下同じ。）の解消（公職選挙法関係）
- 3 投票所を閉じる時刻の繰り上げ及び投票所を開く時刻の繰り下げについて（公職選挙法関係）
- 4 インターネット投票の導入（公職選挙法関係）
- 5 障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正（公職選挙法関係）
- 6 国政選挙における比例代表選出議員の選挙での政党名の同一略称の解消（公職選挙法関係）
- 7 地方公共団体の議会の議員の便乗による再選挙及び補欠選挙を行うべき事由が生ずる場合並びに「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」による統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について当該選挙を統一選挙として行うこととする事由が生ずる場合の法定期限の変更（公職選挙法関係）
- 8 選挙公報の掲載申請期間の短縮（公職選挙法関係）
- 9 選挙公報の配布義務の緩和（公職選挙法関係）

B 要望

〔永年の実務実績と現下の社会状況等に鑑み切実な問題として、総務省等へ法令等の改正を含め、改善を要望するもの〕

- 1 法第11条の対象で、本籍地への犯歴通知等がなされた後に住所設定された者に対する、本籍地から住所地選管への失権通知の制度化
- 2 選挙人名簿登録通知の制度化
- 3 選挙人名簿（在外含む）の定時登録後の閲覧申出及び異議申出期間等の変更
- 4 選挙に従事する特別職に属する地方公務員の守秘義務
- 5 災害等による選挙の当日における投票所の変更
- 6 行政区単位での記号式投票の導入について
- 7 記号式投票及び電子投票の国政選挙への導入
- 8 在外選挙人が海外において郵便等による投票を行う場合の、投票用紙の請求先の追加
- 9 在外選挙人名簿登録申請書の署名の複数記載
- 10 投票者数の男女別集計の廃止
- 11 当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更
- 12 選挙運動用自動車燃料代を公費負担とする場合の候補者立替払の追加
- 13 脱温暖化の推進を踏まえた次世代自動車の普及に伴う公費負担制度の見直し
- 14 ポスター掲示場設置基準の緩和

- 15 施設等の管理権に基づく選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターの撤去規定の明文化
- 16 選挙運動に関する支出制限額の算出根拠となる基準日の変更
- 17 選挙及び当選の効力に関する異議申出時間の変更
- 18 不在者投票を選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において行おうとする者の投票用紙及び投票用封筒の請求期限の見直しについて
- 19 候補者の被選挙権に関する通知の制度化
- 20 候補者届出における性別の取扱いの見直し
- 21 衆議院議員総選挙の準備経費に対する国の負担の明文化
- 22 最高裁判所裁判官国民審査の点字投票の改善
- 23 最高裁判所裁判官国民審査の投票所外の氏名掲示の廃止
- 24 直接請求に係る署名審査期間の延長
- 25 議会の解散投票並びに議員及び長の解職投票における期日前投票及び不在者投票期間の短縮
- 26 議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置投票における選挙人名簿登録の移替えの延期
- 27 議会の解散投票、議員及び長の解職投票並びに大都市地域における特別区設置住民投票における記号式投票の期日前投票及び不在者投票への適用拡大
- 28 投開票事務従事者の会計年度任用職員への任用方法の特例的な取扱い

報告事項2

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 95人） |
| (2) 後援団体用 | 1団体（全交付数 93団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |